

議案第 88 号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 6 月 12 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成 13 年さいたま市条例第 259 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
[略]				[略]			
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	[略]		[略]	令第 7 条第 1 号に掲げる物件	[略]		[略]
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]			幕（令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]	
	[略]				[略]		
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占用面積	2,					
	1 平方メ	50					
	ートルに	0 円					
	つき 1 年						
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	[略]			令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料	[略]		
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設	[略]			令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設	[略]		

令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	[略]	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	[略]
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物		令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	
令第7条第12号に掲げる器具		令第7条第9号に掲げる器具	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、別表令第7条第1号に掲げる物件の項の次に1項を加える改正以外の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表令第7条第2号に掲げる工作物の項の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用する。